

第 5 6 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号。
以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育給付(法附
則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育若し
くは保育又は特別保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養
義務者(以下「利用者」という。)が負担すべき費用その他必要な事
項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ
当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和 2 5 年法律第 1 6 4 号)
第 3 9 条第 1 項に規定する保育を目的とするものであって、同
法第 3 5 条第 3 項によらず足立区(以下「区」という。)が設
置する施設をいう。

(2) 私立認可保育所 法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所
をいう。

(3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関
する条例(平成 1 8 年東京都条例第 1 7 4 号)第 3 条第 2 号に
規定する認定こども園をいう。

- (4) 利用者負担額 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する市町村が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。
- (5) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外保育施設における保育をいう。
- (6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）第 4 条第 1 項に規定する 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の区分をいう。
- (7) 保育短時間 府令第 4 条第 1 項に規定する 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分をいう。
- (8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間を利用することをいう。
- (9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要件に関する条例第 2 条第 5 号に規定する共通利用時間のみを利用することをいう。
- (10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例（平成 23 年足立区条例第 4 号）第 11 条第 1 項に規定する特別保育及び足立区立認定こども園条例（平成 23 年足立区条例第 35 号）第 5 条第 1 項第 3 号に規定する預かり保育をいう。
- (11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育の質向上の対価として定める額

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（利用者負担額の徴収等）

第 3 条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設

が区の区域内に住所を有する支給認定子どもに特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。

- 2 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する支給認定子どものための特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。
- 3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合には、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から徴収する。
- 4 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。
（特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額）

第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。

（保育の利用における利用者負担額の調整）

第5条 前条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（以下この項において「対象施設等」という。）を2人以上の支給認定子ども（現に対象施設等を利用しているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が利用しているもの（以下この条において「当該世帯」

という。)であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定子ども(以下「2号又は3号認定子ども」という。)である場合の当該子どもの利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該子どもが特定教育・保育施設(保育所及び認定こども園(長時間利用)に限る。)、認可外保育施設又は特定地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を利用する場合 別表第7に定める額

(2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額

2 前条本文の規定にかかわらず、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定こどものうち3人目以降の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。

(教育の利用における利用者負担額の調整)

第6条 第4条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、小学校1学年から3学年までの子ども又は特定教育・保育施設、認可外保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもが2人以上いるもの(以下この条において「当該世帯」という。)であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第1号に係る支給認定子ども(以下「1号認定子ども」という。)である場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。

2 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認

定子どものうち3人目以降の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。

(特別保育に係る利用料の徴収)

第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料(以下「特別保育利用料」という。)を利用者から徴収する。

2 区が設置する特定教育・保育施設(区立認定こども園を除く。)及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第10に定めるとおりとする。

3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第11に定めるとおりとする。

(利用者負担額及び特別保育利用料の決定)

第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料(以下「利用者負担」という。)を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

(利用者負担の減額又は免除)

第9条 第4条から第7条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担の納期限)

第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第11条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

（利用者負担の不還付）

第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（事務の委任）

第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第7条第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（認可保育所、区立認定こども園（長時間利用）及び認可外保育施設に係る利用者負担額に関する措置）

第2条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、認可保育所、区立認定こども園（長時間利用）及び認可外保育施設を利用している子どもが、施行日以後も継続してこれらの施設を利用（区立認定こども園にあっては長時間利用に限る。）する場合（これらの施設間で転所する場合を含む。）であって、当該子どもに対して平成27年度に適用される利用者負担額の階層区分が、平成26年度の保育料算定のためにこの条例による改正前の足立区における保育の利用

等に関する条例（平成23年足立区条例第4号。以下「旧保育条例」という。）第16条及び足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号。以下「旧認定こども園条例」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき決定された階層区分（以下この項において「旧階層」という。）を3階層以上上回ったときは、平成27年4月から8月までの利用者負担額に限り、旧階層に係る旧保育条例に定める保育料金額を利用者負担額として適用する。

2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所（前項の施設間での転所を除く。）し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。

3 第1項の規定を適用する場合における利用者負担額の調整にあつては、第5条第1項第1号中「特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）」とあるのは「特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）又は認可外保育施設」と、「別表第7」とあるのは「付則別表第1」とする。

4 旧保育条例第15条から第24条まで及び第33条の規定並びに別表第3から別表第5までの規定は、施行日前の保育の実施等に係る費用に関しては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

5 旧認定こども園条例第14条から第17条までの規定及び別表の規定は、施行日前の保育及び教育の実施に係る費用に関しては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（私立認定こども園（長時間利用）に係る利用者負担額に関する措置）

第3条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、私立認定こども園（幼稚園型認定こども園に限る。）の満3歳児、3歳児又は4歳児のクラスに在籍する子ども（適用年度において生計を一にする世帯に小学校1学年から小学校3学年までの子どもがいる場

合に限る。)が施行日以後も継続して同一の施設を利用(長時間利用に限る。)する場合は、当該子どもに対して施設を利用する年度に適用される階層区分(以下この条において「新階層」という。)に基づく利用者負担額及び特定負担額の合計額が、適用年度における当該子どもの同一施設の短時間利用に係る利用者負担額、特定負担額及び給食費並びに延長保育(保育標準時間の認定を受けた子どもは11時間分から短時間利用に係る時間を除いたものとし、保育短時間の認定を受けた子どもは8時間分から短時間利用に係る時間を除いたものとする。)に係る費用の合計額から別に定める助成相当分を減じて得た額(以下この条において「差引後金額」という。)を上回った場合に限り、当該子どもが同一の施設を利用している間、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月(転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月)から適用しない。

第4条 第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、私立認定こども園の0歳児から4歳児までのクラスに在籍する子ども(前条の措置が適用されるものを除く。)が、施行日以後も継続して同一の施設を利用(長時間利用に限る。)する場合は、当該子どもに対して施設を利用する年度に適用される階層区分(以下この項において「新階層」という。)に基づく利用者負担額及び特定負担額の合計額が、平成26年度の保育料(保育標準時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る11時間分の保育料とし、保育短時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る8時間分の保育料とする。)、特定負担額及び給食費の合計額から別に定める助成相当額を減じて得た額(以下この項において「差引後金額」という。)を上回った場合に限り、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を

適用する。

- (1) 平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在において 0 歳児又は 1 歳児のクラスに在籍する子ども 2 歳児クラスの年度末まで
- (2) 同日現在において 2 歳児から 4 歳児までのクラスに在籍する子ども 同年 4 月から 8 月まで

2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが転所し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。

（特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する措置）

第 5 条 第 4 条本文及び第 5 条の規定にかかわらず、平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在、平成 2 7 年度に特定地域型保育事業（小規模保育事業及び家庭的保育事業に限る。以下この条において同じ。）に移行する事業を利用している子どもが、施行日以後も継続して同一の特定地域型保育事業を利用する場合に、当該子どもに対して事業を利用する年度に適用される利用者負担額は、当該子どもが同一の特定地域型保育事業を利用している間、付則別表第 2 及び付則別表第 3 に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが同一の特定地域型保育事業を変更（同一の事業区分間での変更を除く。）し、又は辞めた場合は、変更し、又は辞めた日が属する月の翌月（変更し、又は辞めた日が月の初日の場合は当月）から適用しない。

（東京都認証保育所の認可保育所移行に係る措置）

第 6 条 第 4 条本文の規定にかかわらず、東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）が認可保育所に移行する際に在籍する支給認定子どもが、継続して同一の保育所を利用する場合は、当該子どもに対して移行後に適用される階層区分（以下この項において「新階層」という。）に基づく利用者負担額が、移行する日が属する月の前月の保育料（保育標準時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る 1 1 時間分の保育料とし、保育短時間の認定を受けた子どもは適用年度

の年齢に係る 8 時間分の保育料とする。) から別に定める助成相当額を減じて得た額 (以下この項において「差引後金額」という。) を上回った場合に限り、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。

2 前項の措置は、当該子どもが在籍する認証保育所が認可保育所に移行した日が属する月から起算して 5 箇月分の利用者負担額に限り適用する。

3 前 2 項に規定する措置は、平成 32 年 3 月 31 日まで適用する。

4 前 3 項の規定にかかわらず、当該子どもが転所 (同一の施設区分への転所を除く。) し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月 (転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月) から適用しない。

第 7 条 前各条に規定するもののほか、区長が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより、利用者負担額に関する措置を講じることができる。

(私立認可保育所に関する特例)

第 8 条 私立認可保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、法附則第 6 条の規定の適用がある間、第 2 条第 1 項第 4 号中「法第 27 条第 3 項第 2 号」とあるのは「法附則第 6 条第 4 項」とし、第 3 条第 1 項及び第 11 条第 1 項中「及び認可外保育施設」とあるのは「、認可外保育施設及び私立認可保育所」とし、第 11 条第 2 項中「児童福祉法第 56 条第 8 項」とあるのは「児童福祉法第 56 条第 8 項及び法附則第 6 条第 7 項」とする。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第 9 条 特定教育・保育施設が法第 19 条第 1 項第 1 号に係る支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあっては、法附則第 9 条の規定の適用がある間、第 2 条第 1 項第 4 号及び第 4 条中「法第 27 条第 3 項第 2 号」とあるのは「法附則第 9 条第

1 項第 1 号イ」と、「第 28 条第 2 項各号」とあるのは「第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ(1)」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

第 10 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に係る支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、法附則第 9 条の規定の適用がある間、第 2 条第 1 項第 4 号及び第 4 条中「及び第 30 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで」とあるのは「、第 30 条第 2 項第 1 号及び第 3 号並びに法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ(1)」とする。

(足立区における保育の利用等に関する条例の一部改正)

第 11 条 足立区における保育の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「第 13 条に定める」を「児童ごとの」に改める。

第 15 条を次のように改める。

(保育の利用における費用の徴収)

第 15 条 保育料の徴収等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例(平成 27 年足立区条例第 号。以下「利用者負担条例」という。)に定めるところによる。

第 16 条から第 24 条までを次のように改める。

第 16 条から第 24 条まで 削除

第 29 条第 2 項中「別表第 5」を「利用者負担条例」に改める。

第 33 条ただし書を削る。

別表第 3 から別表第 5 までを削る。

(足立区立認定こども園条例の一部改正)

第 12 条 足立区立認定こども園条例の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

(保育料の徴収等)

第 14 条 保育料の徴収等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 27 年足立区条例第 号。以下「利用者負担条例」という。）に定めるところによる。

第 15 条から第 17 条までを次のように改める。

第 15 条から第 17 条まで 削除

第 19 条第 2 項中「別表に定めるとおりとする」を「利用者負担条例に定めるところによる」に改める。

別表を削る。

付則別表第 1（付則第 2 条関係）

旧階層の区分	適用される額
B 階層、C 階層及び D 階層第 1 階層から第 12 階層までの階層に属する世帯	付則第 2 条に規定する旧階層に定める保育料金額に 0.5 を乗じて得た額
D 階層第 13 階層から第 17 階層までの階層に属する世帯	付則第 2 条に規定する旧階層に定める保育料金額に 0.6 を乗じて得た額
D 階層第 18 階層から第 21 階層までの階層に属する世帯	付則第 2 条に規定する旧階層に定める保育料金額に 0.7 を乗じて得た額

備考 算出した額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

付則別表第 2（付則第 5 条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業（給食実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）			
		保育標準時間		保育短時間	
		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
A	生活保護適用中の世帯	0 円	0 円	0 円	0 円

B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）	1円以上	3,200円	1,600円	3,100円	1,550円
	均等割のみ課税世帯					
C	A階層を除き、特別区（市町村）	24,999円以下	6,000円	3,000円	5,900円	2,950円
	均等割のみ課税世帯					
D 1	A階層を除き、特別区（市町村）	25,000円以上	6,500円	3,250円	6,400円	3,200円
	課税世帯					
D 2		34,999円以下	8,200円	4,100円	8,100円	4,050円
	課税世帯					
D 3		35,000円以上	10,800円	5,400円	10,600円	5,300円
	課税世帯					
D 4		49,999円以下	12,500円	6,250円	12,300円	6,150円
	課税世帯					
D 5		50,000円以上	13,500円	6,750円	13,300円	6,650円
	課税世帯					
D 6		65,000円以上	18,900円	9,450円	18,600円	9,300円
	課税世帯					
D 7		89,999円以下	22,200円	11,100円	21,800円	10,900円
	課税世帯					
D 8		115,000円以上	23,700円	12,400円	23,700円	12,200円
	課税世帯					
		144,999円以下				
		145,000円以上				
		174,999円				

	以下課税世帯				
D 9	175,000 円 以上 204,999 円 以下課税世帯	23,700 円	13,300 円	23,700 円	13,050 円
D10	205,000 円 以上 234,999 円 以下課税世帯	23,700 円	14,200 円	23,700 円	13,950 円
D11	235,000 円 以上 259,999 円 以下課税世帯	23,700 円	15,100 円	23,700 円	14,850 円
D12	260,000 円 以上 284,999 円 以下課税世帯	23,700 円	15,850 円	23,700 円	15,600 円
D13	285,000 円 以上 309,999 円 以下課税世帯	23,700 円	16,650 円	23,700 円	16,350 円
D14	310,000 円 以上 329,999 円 以下課税世帯	23,700 円	17,350 円	23,700 円	17,050 円
D15	330,000 円 以上 349,999 円 以下課税世帯	23,700 円	22,260 円	23,700 円	21,900 円
D16	350,000 円 以上 364,999 円 以下課税世帯	23,700 円	23,040 円	23,700 円	22,620 円
D17	365,000 円 以上 379,999 円	23,700 円	23,700 円	23,700 円	23,460 円

		以下課税世帯				
D18		380,000 円 以				
~		上課税世帯	23,700 円	23,700 円	23,700 円	23,700 円
D25						

備考

- この表において、第1子とは生計を一にする世帯内で最も出生が早い支給認定子どもをいい、第2子とは当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に2人目の支給認定子どもをいう（付則別表第3において同じ。）。
- 前項の世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に3人目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする（付則別表第3において同じ。）。

付則別表第3（付則第5条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業（給食未実施）

階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）			
			保育標準時間		保育短時間	
			第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護適用中の世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯		2,600 円	1,300 円	2,600 円	1,300 円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		4,800 円	2,400 円	4,700 円	2,350 円
D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1 円 以上				
		24,999 円 以下	5,200 円	2,600 円	5,100 円	2,550 円
D2		25,000 円 以上				
		34,999 円 以下	6,600 円	3,300 円	6,500 円	3,250 円
		課税世帯				
D3		35,000 円 以上				

	49,999 円 以下 課税世帯	8,600 円	4,300 円	8,500 円	4,250 円
D 4	50,000 円 以上 64,999 円 以下 課税世帯	10,000 円	5,000 円	9,800 円	4,900 円
D 5	65,000 円 以上 89,999 円 以下 課税世帯	10,800 円	5,400 円	10,600 円	5,300 円
D 6	90,000 円 以上 114,999 円 以 下課税世帯	15,100 円	7,550 円	14,800 円	7,400 円
D 7	115,000 円 以 上 144,999 円 以下課税世帯	17,800 円	8,900 円	17,500 円	8,750 円
D 8	145,000 円 以 上 174,999 円 以下課税世帯	19,800 円	9,900 円	19,500 円	9,750 円
D 9	175,000 円 以 上 204,999 円 以下課税世帯	21,300 円	10,650 円	20,900 円	10,450 円
D 10	205,000 円 以 上 234,999 円 以下課税世帯	21,500 円	11,350 円	21,500 円	11,150 円
D 11 ~ D 25	235,000 円 以 上課税世帯	21,500 円	11,500 円	21,500 円	11,500 円

別表第 1 (第 4 条関係)

D 6	90,000 円 以上 114,999 円 以下 課税世帯	21,000 円	20,600 円	16,500 円	16,200 円	16,100 円	15,800 円
D 7	115,000 円 以上 144,999 円 以下 課税世帯	24,700 円	24,300 円	18,300 円	18,000 円	18,200 円	17,900 円
D 8	145,000 円 以上 174,999 円 以下 課税世帯	27,500 円	27,000 円	20,300 円	20,000 円	20,200 円	19,900 円
D 9	175,000 円 以上 204,999 円 以下 課税世帯	29,600 円	29,100 円	21,800 円	21,400 円	21,700 円	21,300 円
D 10	205,000 円 以上 234,999 円 以下 課税世帯	31,500 円	31,000 円	23,000 円	22,600 円	22,900 円	22,500 円
D 11	235,000 円 以上 259,999 円 以下 課税世帯	33,500 円	32,900 円	24,200 円	23,800 円	24,000 円	23,600 円
D 12	260,000 円 以上 284,999 円 以下 課税世帯	35,200 円	34,600 円	25,500 円	25,100 円	24,000 円	23,600 円
D 13	285,000 円 以上 309,999 円 以下 課税世帯	37,000 円	36,400 円	26,700 円	26,200 円	24,000 円	23,600 円
D 14	310,000 円 以上 329,999 円 以下 課税世帯	38,500 円	37,800 円	27,600 円	27,100 円	24,000 円	23,600 円

D 15	330,000 円 以 上 349,999 円 以下課税世帯	41,200 円	40,500 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D 16	350,000 円 以 上 364,999 円 以下課税世帯	42,700 円	42,000 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D 17	365,000 円 以 上 379,999 円 以下課税世帯	44,200 円	43,400 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D 18	380,000 円 以 上 394,999 円 以下課税世帯	45,500 円	44,700 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D 19	395,000 円 以 上 409,999 円 以下課税世帯	47,000 円	46,200 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D 20	410,000 円 以 上 424,999 円 以下課税世帯	51,400 円	50,500 円	30,600 円	30,100 円	26,000 円	25,600 円
D 21	425,000 円 以 上 524,999 円 以下課税世帯	57,900 円	56,900 円	31,600 円	31,100 円	27,000 円	26,500 円
D 22	525,000 円 以 上 724,999 円 以下課税世帯	63,700 円	62,600 円	32,600 円	32,000 円	28,000 円	27,500 円
D 23	725,000 円 以 上 1,024,999 円以下課税世	68,500 円	67,300 円	33,600 円	33,000 円	29,000 円	28,500 円

	帯						
D24	1,025,000 円 以上 1,424,999 円 以下課税世帯	71,900 円	70,700 円	35,300 円	34,700 円	30,500 円	30,000 円
D25	1,425,000 円 以上課税世帯	75,500 円	74,200 円	37,100 円	36,500 円	32,000 円	31,500 円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる（付則別表第2、付則別表第3及び別表第2から別表第6までにおいて同じ。）。

(1) 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。

(2) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。

2 この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする（別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に決定するものとする（付則別表第2、付則別表第3、別表第2から別表第6まで、別表第8及び別表第9において同じ。）。

別表第2（第4条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児

			保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間
A	生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯		3,200円	3,100円	3,200円	3,100円	3,200円	3,100円
C	A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯		6,000円	5,900円	5,500円	5,400円	5,500円	5,400円
D1	A階層を除き、特別区(市町村)民税所得割課税世帯	1円以上 24,999円以下	6,500円	6,400円	6,100円	6,000円	6,100円	6,000円
D2	特別区(市町村)民税所得割課税世帯	25,000円以上 34,999円以下	8,200円	8,100円	7,800円	7,700円	7,700円	7,600円
D3	特別区(市町村)民税所得割課税世帯	35,000円以上 49,999円以下	10,800円	10,600円	9,500円	9,300円	9,200円	9,000円
D4	特別区(市町村)民税所得割課税世帯	50,000円以上 64,999円以下	12,500円	12,300円	11,300円	11,100円	10,900円	10,700円
D5	特別区(市町村)民税所得割課税世帯	65,000円以上 89,999円以下	13,500円	13,300円	13,100円	12,900円	12,700円	12,500円
D6	特別区(市町村)民税所得割課税世帯	90,000円以上 114,999円以下	18,900円	18,600円	14,900円	14,600円	14,500円	14,300円

D 7	115,000 円 以 上 144,999 円 以下課税世帯	22,200 円	21,800 円	16,500 円	16,200 円	16,400 円	16,100 円
D 8	145,000 円 以 上 174,999 円 以下課税世帯	24,800 円	24,400 円	18,300 円	18,000 円	18,200 円	17,900 円
D 9	175,000 円 以 上 204,999 円 以下課税世帯	26,600 円	26,100 円	19,600 円	19,300 円	19,500 円	19,200 円
D 10	205,000円以 上 234,999 円 以下課税世帯	28,400 円	27,900 円	20,700 円	20,300 円	20,600 円	20,200 円
D 11	235,000 円 以 上 259,999 円 以下課税世帯	30,200 円	29,700 円	21,800 円	21,400 円	21,600 円	21,200 円
D 12	260,000 円 以 上 284,999 円 以下課税世帯	31,700 円	31,200 円	23,000 円	22,600 円	21,600 円	21,200 円
D 13	285,000 円 以 上 309,999 円 以下課税世帯	33,300 円	32,700 円	24,000 円	23,600 円	21,600 円	21,200 円
D 14	310,000 円 以 上 329,999 円 以下課税世帯	34,700 円	34,100 円	24,800 円	24,400 円	21,600 円	21,200 円
D 15	330,000 円 以 上 349,999 円 以下課税世帯	37,100 円	36,500 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円

D 16	350,000 円 以 上 364,999 円 以下課税世帯	38,400 円	37,700 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D 17	365,000 円 以 上 379,999 円 以下課税世帯	39,800 円	39,100 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D 18	380,000 円 以 上 394,999 円 以下課税世帯	41,000 円	40,300 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D 19	395,000 円 以 上 409,999 円 以下課税世帯	42,300 円	41,600 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D 20	410,000 円 以 上 424,999 円 以下課税世帯	46,300 円	45,500 円	27,500 円	27,000 円	23,400 円	23,000 円
D 21	425,000 円 以 上 524,999 円 以下課税世帯	52,100 円	51,200 円	28,400 円	27,900 円	24,300 円	23,900 円
D 22	525,000 円 以 上 724,999 円 以下課税世帯	57,300 円	56,300 円	29,300 円	28,800 円	25,200 円	24,800 円
D 23	725,000 円 以 上 1,024,999 円以下課税世 帯	61,700 円	60,700 円	30,200 円	29,700 円	26,100 円	25,700 円
D 24	1,025,000 円 以上	64,700 円	63,600 円	31,800 円	31,300 円	27,500 円	27,000 円

	1,424,999 円 以下課税世帯						
D25	1,425,000 円 以上課税世帯	68,000 円	66,800 円	33,400 円	32,800 円	28,800 円	28,300 円

別表第 3（第 4 条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食未実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）					
		3 歳未満児		3 歳児		4 歳以上児	
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間
A	生活保護適用中の世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
B	A 階層及び D 階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	2,600 円	2,600 円	2,600 円	2,600 円	2,600 円	2,600 円
C	A 階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	4,800 円	4,700 円	4,400 円	4,300 円	4,400 円	4,300 円
D 1	A 階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯 1 円以上 24,999 円以下 課税世帯	5,200 円	5,100 円	4,900 円	4,800 円	4,900 円	4,800 円
D 2	25,000 円以上 34,999 円以下 課税世帯	6,600 円	6,500 円	6,200 円	6,100 円	6,200 円	6,100 円
D 3	35,000 円以上 49,999 円以下 課税世帯	8,600 円	8,500 円	7,600 円	7,500 円	7,400 円	7,300 円
D 4	50,000 円以上						

	64,999円以下 課税世帯	10,000円	9,800円	9,000円	8,800円	8,700円	8,600円
D 5	65,000円以上 89,999円以下 課税世帯	10,800円	10,600円	10,500円	10,300円	10,200円	10,000円
D 6	90,000円以上 114,999円以下 課税世帯	15,100円	14,800円	11,900円	11,700円	11,600円	11,400円
D 7	115,000円以上 144,999円以下 課税世帯	17,800円	17,500円	13,200円	13,000円	13,100円	12,900円
D 8	145,000円以上 174,999円以下 課税世帯	19,800円	19,500円	14,600円	14,400円	14,600円	14,400円
D 9	175,000円以上 204,999円以下 課税世帯	21,300円	20,900円	15,700円	15,400円	15,600円	15,300円
D 10	205,000円以上 234,999円以下 課税世帯	22,700円	22,300円	16,600円	16,300円	16,500円	16,200円
D 11	235,000円以上 259,999円以下 課税世帯	24,200円	23,800円	17,400円	17,100円	17,300円	17,000円
D 12	260,000円以上 284,999円以下 課税世帯	25,400円	25,000円	18,400円	18,100円	17,300円	17,000円
D 13	285,000円以上						

	上 309,999 円 以下課税世帯	26,600 円	26,100 円	19,200 円	18,900 円	17,300 円	17,000 円
D 14	310,000 円 以 上 329,999 円 以下課税世帯	27,800 円	27,300 円	19,800 円	19,500 円	17,300 円	17,000 円
D 15	330,000 円 以 上 349,999 円 以下課税世帯	29,700 円	29,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円
D 16	350,000 円 以 上 364,999 円 以下課税世帯	30,700 円	30,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円
D 17	365,000 円 以 上 379,999 円 以下課税世帯	31,800 円	31,300 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円
D 18	380,000 円 以 上 394,999 円 以下課税世帯	32,800 円	32,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円
D 19	395,000 円 以 上 409,999 円 以下課税世帯	33,800 円	33,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円
D 20	410,000 円 以 上 424,999 円 以下課税世帯	37,000 円	36,400 円	22,000 円	21,600 円	18,700 円	18,400 円
D 21	425,000 円 以 上 524,999 円 以下課税世帯	41,700 円	41,000 円	22,700 円	22,300 円	19,400 円	19,100 円
D 22	525,000 円 以						

	上 724,999 円 以下課税世帯	45,800 円	45,000 円	23,400 円	23,000 円	20,200 円	19,900 円
D 23	725,000 円以 上 1,024,999 円以下課税世 帯	49,400 円	48,600 円	24,200 円	23,800 円	20,900 円	20,500 円
D 24	1,025,000 円 以上 1,424,999 円 以下課税世帯	51,800 円	50,900 円	25,400 円	25,000 円	22,000 円	21,600 円
D 25	1,425,000 円 以上課税世帯	54,400 円	53,500 円	26,700 円	26,200 円	23,000 円	22,600 円

別表第 4 (第 4 条関係)

居宅訪問型保育事業

階層	階層区分の定義		利用者負担額 (月額)			
			3 歳未満児		3 歳以上児	
			保育標準時 間	保育短時間	保育標準時 間	保育短時間
A	生活保護適用中の世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
B	A 階層及び D 階層を除き、特別区 (市 町村) 民税非課税世帯		9,000 円	9,000 円	6,000 円	6,000 円
C	A 階層を除き、特別区 (市町村) 民税 均等割のみ課税世帯		11,100 円	10,900 円	8,100 円	8,000 円
D 1	A 階層を除き、特別区 (市町村) 民税所得割 課税世帯	1 円 以上 12,199 円 以下 課税世帯	13,200 円	13,000 円	10,200 円	10,000 円
D 2		12,200 円以上				

	24,299円以下 課税世帯	15,300円	15,000円	12,300円	12,100円
D 3	24,300円以上 36,499円以下 課税世帯	17,400円	17,100円	14,400円	14,200円
D 4	36,500円以上 48,599円以下 課税世帯	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
D 5	48,600円以上 60,699円以下 課税世帯	22,100円	21,700円	19,100円	18,800円
D 6	60,700円以上 72,799円以下 課税世帯	24,700円	24,300円	21,700円	21,300円
D 7	72,800円以上 84,899円以下 課税世帯	27,300円	26,800円	24,300円	23,900円
D 8	84,900円以上 96,999円以下 課税世帯	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
D 9	97,000円以上 114,999円以下 課税世帯	33,600円	33,000円	30,600円	30,100円
D 10	115,000円以上 132,999円以下 課税世帯	37,200円	36,600円	34,200円	33,600円
D 11	133,000円以下				

	上 150,999 円 以下課税世帯	40,800 円	40,100 円	37,800 円	37,200 円
D 12	151,000 円 以 上 168,999 円 以下課税世帯	44,500 円	43,900 円	41,500 円	40,900 円
D 13	169,000 円 以 上 201,999 円 以下課税世帯	48,600 円	47,800 円	45,600 円	44,800 円
D 14	202,000 円 以 上234,999円 以下課税世帯	52,700 円	51,800 円	49,700 円	48,900 円
D 15	235,000 円 以 上 267,999 円 以下課税世帯	56,800 円	55,800 円	53,800 円	52,900 円
D 16	268,000 円 以 上 300,999 円 以下課税世帯	61,000 円	60,100 円	58,000 円	57,100 円
D 17	301,000 円 以 上 324,999 円 以下課税世帯	65,700 円	64,600 円	62,700 円	61,600 円
D 18	325,000 円 以 上 348,999 円 以下課税世帯	70,400 円	69,200 円	67,400 円	66,300 円
D 19	349,000 円 以 上 372,999 円 以下課税世帯	75,100 円	73,800 円	72,100 円	70,900 円
D 20	373,000円以				

		上 396,999 円 以下課税世帯	80,000 円	78,800 円	77,000 円	75,800 円
D 21		397,000 円以 上 420,999 円 以下課税世帯	84,800 円	83,400 円	81,800 円	80,400 円
D 22		421,000 円以 上 444,999 円 以下課税世帯	89,600 円	88,100 円	86,600 円	85,100 円
D 23		445,000 円以 上 468,999 円 以下課税世帯	94,400 円	92,800 円	91,400 円	89,800 円
D 24		469,000 円以 上 492,999 円 以下課税世帯	99,200 円	97,500 円	96,200 円	94,600 円
D 25		493,000 円以 上課税世帯	104,000 円	102,400 円	101,000 円	99,400 円

備考 次のいずれかに該当する場合の利用によっては、別表第 1 の利用者負担額を適用する。

(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育を継続的に利用させるための保育を行う場合

(2) 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合

別表第 5 (第 4 条 関係)

区立認定こども園 (短時間利用)

階層	階層区分の定義	利用者負担額 (月額)
A	生活保護適用中の世帯	0 円
B	特別区 (市町村) 民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	3,000 円

c	特別区（市町村）民税所得割課税世帯	6,000円
---	-------------------	--------

備考 上記の利用者負担額とは別に、給食費5,000円を徴収する。

別表第6（第4条関係）

私立幼稚園・私立認定こども園（短時間利用）

階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）
A	生活保護適用中の世帯		0円
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯		3,000円
C1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上77,100円以下課税世帯	16,100円
C2	課税世帯	77,101円以上211,200円以下課税世帯	20,500円
C3		211,201円以上課税世帯	25,700円

別表第7（第5条関係）

階層区分	適用される額	
B階層、C階層及びD階層第1階層から第14階層までの階層に属する世帯	別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.5を乗じて得た額	
D階層第15階層から第19階層までの階層に属する世帯	別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.6を乗じて得た額	
D階層第20階層から第25階層までの階層に属する世帯（別表第1のD階層第25階層に属する世帯における3歳未満児の第2子を除く。）	別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.7を乗じて得た額	
別表第1のD階層第25階層に属する世帯（当該世帯における3歳未満児の第2子に限る。）	保育標準時間	52,000円
	保育短時間	51,200円

備考

- 1 この表の階層区分は、別表第 1 の例による。
- 2 算出した額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第 8 (第 6 条 関係)

区立認定こども園 (短時間利用)

階層	階層区分の定義	利用者負担額 (月額)
A	生活保護適用中の世帯	0 円
B	特別区 (市町村) 民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	1,500 円
C	特別区 (市町村) 民税所得割課税世帯	2,400 円

備考 上記の利用者負担額とは別に、給食費5,000円を徴収する。

別表第 9 (第 6 条 関係)

私立幼稚園・私立認定こども園 (短時間利用)

階層	階層区分の定義	利用者負担額 (月額)
A	生活保護適用中の世帯	0 円
B	特別区 (市町村) 民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	1,500 円
C 1	A 階層を除き、特別区 (市町村) 民税所得割課税世帯	8,050 円
C 2	課税世帯	10,250 円
C 3	課税世帯	12,850 円

別表第 10 (第 7 条 関係)

特別保育区分	階層区分	特別保育利用料	
		1 歳以上児	0 歳児

延長保育	午前 7 時から午前 7 時30分まで	A 階層及び B 階層	月額 600円	月額 900円
		C 階層及び D 階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後 6 時30分から午後 7 時30分まで	A 階層及び B 階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C 階層及び D 階層	月額 4,000円	月額 6,000円
	午後 6 時30分から午後 8 時30分まで	A 階層及び B 階層	月額 2,500円	月額 3,750円
		C 階層及び D 階層	月額 1万円	月額 1万5,000円
一時延長 保育	午前 7 時から午前 7 時30分まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	午後 6 時30分から午後 7 時30分まで		日額 800円	日額 1,200円
	午後 7 時30分から午後 8 時30分まで		日額 1,200円	日額 1,800円
	下記の時間内 午前 7 時30分から午前 8 時30分まで 午後 4 時30分から午後 6 時30分まで	全ての階層 (保育短時間認定 子どものみ)	日額 500円	
		全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にとっては、その費用として規則で定める額	
	年末保育	全ての階層	日額 2,500円	
病後児保育	A 階層	日額 0円		
	B 階層、C 階層及び D 階層	日額 月～金 2,500円 土 2,000円		
一時保育	全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にとっては、その費用		

		として規則で定める額
--	--	------------

備考

- 1 この表の階層区分は、別表第1の例による。
- 2 この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた支給認定子どもをいう。

別表第1-1（第7条関係）

特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料（日額）
預かり保育	月曜日から金曜日まで	学期中	午後2時から午後5時まで	400円
		長期休業中	午前9時から午後2時まで	600円
			午前9時から午後5時まで	1,000円

（提案理由）

子ども・子育て支援法の制定に伴い、認可保育所等を利用する場合の利用者負担額等を定めるとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。